# 座間味村DMO形成・確立及び法人誘客推進事業 公募型プロポーザル実施要項

## I 概要

(1) 委託業務名

DMO形成・確立及び法人誘客推進事業

(2) 発注者

座間味村

#### <担当課>

総務・福祉課 総務班

〒901-3496 沖縄県島尻郡座間味村字座間味 109 番地

電 話 098-987-2311

FAX 098-987-2004

#### (3) 事業の目的

座間味村の交流人口の拡大策の柱の一つである"法人誘客"について、専門知識と実績を有する事業者に研修プログラムにかかる人材育成及び販売のスキームづくりを求める。 あわせて座間味村観光協会のDMO法人登録に向けた村内での協議や人材育成、座間味村観光振興計画策定を実施支援する。

- (4) 事業の内容: 別紙仕様書による
- (5)業務委託費: 11,990,000円(税込)以内 業務担当者の本村への旅費、事業実施に関わる専門家などの旅費・費用弁償、 村内関係者の沖縄本島への研修参加旅費(座間味村営船舶運賃も含む)、各種の印 刷料などすべてを含みます。
- (6) 選定方法 : 公募型プロポーザル方式によるものとする
- (7) 事業実施機関: 平成31年3月16日までに事業を終了し、報告書と助言書を提出。

## Ⅱ 参加資格要件

- (1) 応募資格
- (ア) 応募する事業者は、沖縄県内に本店・支店又は営業所を有し、業務進捗状況や業務 内容に関する打ち合わせに円滑に対応できる体制を有すること
- (イ) 事業者は次に掲げる要件をすべて満たしていること。
  - ① 参加表明書の提出期日において地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167条の4第1項の規定に該当しない者及び同条第2項の規定に基づく座間味村の入札 参加制限を受けていないこと。

- ② 参加意思表明書提出期日以前3カ月以内に、手形交換所で手形若しくは小切手の不渡りを出した事実又は銀行若しくは主要取引先からの取引停止等を受けた事実がないこと。
- ③ 会社更生法に基づき更正手続きの開始申し立て及び破産法に基づく破産手続き開始の申立てをしている者でないこと。又は民事再生法に基づき再生手続きの開始申し立てをしている者でないこと。
- ④ 役員などが、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止などに関する法律(平成3年 法律第77号)第2条に規定する暴力団員をいう。 以下同じ)もしくは暴力団員(同法第 2条第6号に規定する暴力団員をいう)でないこと。
- ⑤ 最近1年間の法人税、法人事業性の滞納がないこと。

### (2)共同提案の場合の資格など

複数の事業者による共同事業体(JV)を結成して共同提案を行う場合には、次の事項に 留意してください。

- ① 必ず幹事社を決め、全提案社名を記載した参加申込書を提出してください。
- ② 複数のJVに所属すること、JVに属しながら単独で提案することはできません。

## Ⅲ 手続きおよび選定

- (1) 意思表明書の提出
- ・提出期限 平成30年9月28日(金) 17時まで(必着)
- ・提出場所 (6) に定める提出先
- ※意思表明書(別紙様式1)を提出することとし、次の書類を添付すること。
  - 会社案内
  - ·財務諸表(直近1年分)
  - ・法人税、法人住民税、消費税及び地方消費税の納税証明書(直近1年分)
- (2) 質問書の受付
- ・提出期限 平成30年10月1日(月) 15時まで受付

質問は文書でお願いします。回答は座間味村公式ホームページで行います。

- FAX: 098-987-2004
- ・メール pub-com@vill.zamami.lg.jp
- (3) 企画書の提出
- 提出期限 平成30年10月5日(金) 17時まで(必着)
- ・ 提出方法 郵送または持参とする A4 サイズ提案書を 7 部作成ください。書類選考とし、企画提案会は実施しません。

#### (4)審査結果の公表

日 時 平成30年10月12日(金)発送

- ・審査の結果は、すべての提案者に対して文書をもって通知します。 なお、選定結果に対する質問や異議等は受け付けません。
- (5) 評価基準
- ① 業務実績

本事業に類似した地方公共団体における業務実績と、本村をフィールドとした過去の実績

- ② 企画提案
  - ・本事業に対する理解(村における課題と機会点の把握、事業目的と目標)
  - ・本村の DMO 法人登録や法人誘客の全体像や取り組み方針について
  - ・その他 専門性・独自性ある提案
- ③ 遂行人員
  - ・本事業に従事する要員の経歴・知識、保有する認証・資格について
  - ・プロジェクト管理体制
- ④ スケジュールと費用積算根拠の妥当性
- (6) 提出·連絡先

座間味村役場 総務・福祉課 総務班

901-3496 沖縄県島尻郡座間味村字座間味109番地

電話 098-987-2311 FAX 098-987-2004